

共済ミニクリップ # 12月2日

今年12月2日から健康保険証（共済組合員証）は新規発行されません。

今後はマイナンバーカードを健康保険証として利用する仕組みを基本とするとされています。

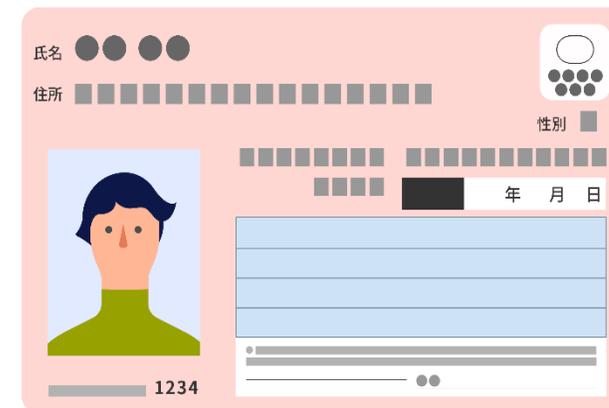
今後の健康保険証情報について、「共済ミニクリップ」でお知らせします。

【次回予告】「#マイナンバーカードを健康保険証として利用する方法」

- ➡ 令和6年12月2日時点で有効な健康保険証をお持ちの方は、同日から最大1年間、同保険証を有効に利用できるとされています。
- ➡ 同日以降マイナンバーカード又は有効な健康保険証をお持ちでない方等は、今後新たに発行される「資格確認書」を健康保険証として利用できるとされています。

～政府からのお知らせ～

[マイナンバーカードの健康保険証利用 | デジタル庁 \(digital.go.jp\)](https://www.digital.go.jp/policies/service-design/design-system/illustration-icons/terms-of-use)



～紙版の共済CLIPは、2022年3月号外を最終号としましたが、健康保険証（共済組合員証）に関するアレコレをお知らせするべく「共済ミニクリップ」として一時的にweb発刊いたします～

※アイコン出典「イラストレーション・アイコン素材」（デジタル庁）(https://www.digital.go.jp/policies/service-design/design-system/illustration-icons/terms-of-use)を元に社会保障分野で利用可能なアイコン素材を独自に色を編集して提供しています。